

門真市乗合タクシー社会実験運行 Q&A

【乗合タクシーについて】

乗合タクシーとは利用者の予約に応じ有料で、「門真市乗合タクシー」のステッカーを貼ったタクシーが利用者の自宅などから、あらかじめ定められた運行区域内を他の利用者との乗り合いによって送迎する公共交通です。

運行区域は門真市の南東地域の鉄道駅に遠く高齢者率の高い地域を限定し、社会実験運行として実施しその結果を検証した後、令和8(2026)年度よりの本格運行を目指しています。

【利用登録の方法】（令和6年6月から利用登録がなくても利用できるようになりました。）

Q:利用登録できるのは限定された地域に住んでいる人だけですか？

A:門真市にお住まいの方で、**70歳以上の高齢者、障がい者、妊産婦等が利用登録できます。**

Q:利用登録用紙はどこにありますか？ 利用登録はどこでできますか？

A:市役所(別館2階公共交通グループ)、南部市民センター、市民プラザ、高齢者ふれあいセンター、保健福祉センターに利用登録用紙があります。利用登録は、市役所(別館2階公共交通グループ)で行ってください(郵送可)。

Q:利用登録はお金がかかりますか？

A:利用登録は無料でできます。

Q:利用登録時の持ち物は？ (郵送での登録は確認書類の写しを添付してください。)

A:①氏名、年齢、住所等、申請者本人を確認できる書類(運転免許証、マイナンバー等)、②証明写真(たて3cm×よこ2.5cm)
③障がい者手帳、母子手帳(対象の方のみ)

Q:利用登録手続きは本人以外でもできますか？ 介助者の利用登録は必要ですか？

A:可能です。利用者本人の持ち物及び代理申請者の身分証をお持ちください。介助者の利用登録は不要です。

Q:妊産婦のお子さま(未就学児)は無料とあるが、人数制限がありますか？ また、利用登録が必要ですか？

A:未就学児(小学生未満の幼児)と、**その兄弟姉妹の小学生は**、乗車定員内であれば何人でも無料で同乗できます。また、対象となるお子さまがいる場合、利用登録書にお子様の有無、人数、お子さまの誕生日の記入が必要となります。

Q:利用登録手続きをした後、いつから乗合タクシーが利用できますか？

A:利用登録が完了した後、利用登録証をお渡します。利用登録手続きをした翌週の月曜日の午後以降からご予約ができます。

【予約方法】

Q:利用するには、事前の利用登録をしないと利用できないのですか？

A:利用登録がなくても、乗車時に、マイナンバーカードと利用対象者にあたることを確認できるものを提示いただくことで、ご利用いただけます。

利用登録をしていない場合に、乗車時に持参いただくものは、

* 70歳以上の方の場合 : ①マイナンバーカード、②介護保険証(介助者が同乗する場合のみ)

* 障がい者手帳をお持ちの方の場合 : ①マイナンバーカード、②障がい者手帳

* 妊産婦の場合 : ①マイナンバーカード、②母子手帳

Q:予約の方法は？

A:**午前9時～午後4時の間に、利用登録証またはチラシに記載の予約専用ダイヤルへお電話ください。**

その際、①氏名②電話番号③乗る場所④降りる場所⑤予約する日と時間をお伝えください。

お電話をすることが難しい場合は利用登録証またはチラシに記載のメール、FAXでの予約も受け付けています。

Q:乗る場所、降りる場所は門真市内ならどこでもいいの？

A:**運行区域を市南東地域に限定しています。**乗る場所、降りる場所はチラシ裏面の黄色線の範囲内の運行区域内に限ります。ただし、市役所、保健福祉センターへの2箇所については運行区域外でも乗降することができます。

Q:乗合タクシーの運行日・運行時間帯は？

A:毎日(12/29～1/3を除く)、午前9時から午後5時までの時間帯を予約できます。

Q:利用当日の予約はできないの？

A:**利用当日の予約も可能です。**

Q:予約できない可能性はありますか？

A:ほかの利用者と乗合って運行するタクシーのため、予約が集中した場合にご希望時間に予約できない可能性があります。その場合は、空いている代わりに時間をお知らせいたします。

Q:乗合タクシーの運転手に予約を頼むことはできますか？

A:できません。必ず利用登録証の予約専用ダイヤルへ電話をしてください。

Q:往復の予約はできますか？

A:往復に限らず複数回の予約は可能です。※「毎週●曜日の●時に来て」などは不可

Q:帰りの予約時間に間に合わない場合はどうしたらいいですか？

A:帰り時間の変更は運行の1時間前までに予約専用ダイヤルへお電話ください。また、運行まで1時間を切っている場合は、出来るだけ早く同電話番号までお電話をお願いします。(予約時間の変更に対応できない場合があります。)

Q:予約の取り消しはどうすればいいの？ キャンセル料等は発生するの？

A:予約時間の1時間前までに予約専用ダイヤルへご連絡をお願いします。予約時間直前の予約取り消し又は無断キャンセルが重なると、ご利用をご遠慮いただく場合があります。予約の取り消し又は帰り時間の変更には費用は発生しません。

Q: 運行直前の訪問先、時間の変更はできますか？また、キャンセルはいつまでできますか？

A: 運行日に訪問先やお時間の変更はできません。ただし、往復の場合は、お帰りのご予約時間のみ変更ができます。キャンセルについては、ご予約時間の1時間前までに予約専用ダイヤルへのご連絡をお願いします。

Q: 同じ場所から複数人(利用登録済みの方)で乗車したい場合、予約は個々に行く必要がありますか？

A: 乗り場所、降り場所が同じ場合、代表の方1名と一緒に乗車される方の**人数**、お名前を予約専用ダイヤルへお伝えいただくことで、個別の予約は不要です。

Q: 予約者が同じ場所にいる予約していない利用者を突然乗車させたいと言った場合は利用可能ですか？

A: 可能です。ただし、予約車に空席があり、乗車される方が「利用登録証」または「マイナンバーカードと、利用対象者にあたることを確認できるもの」を提示できることが条件となります。

Q: 病院などの予約時間に、間違いなく到着することはできますか？

A: 複数の方からのご予約を受け、乗り合いで運行しており「●時●分までに●に到着したい」、「●時まで迎えに来て」といった個別要望に応じることはできません。ご到着時間に余裕をもったご予約をお願いします。

Q: 聴覚障がい者等の電話での予約ができない場合どうしたらいいですか？

A: 利用登録証またはチラシに記載のメール又はFAXをご利用ください。(事前に市役所へご相談ください。)

【乗降場所】

Q: 乗り降りする場所は決まっているの？

A: 決まっています。路線バスのようなバス停留所はなく、チラシ裏面の運行区域内、**市役所、保健福祉センター**をドアツードアで運行します。

Q: 予約の際に乗り降りする場所を伝えにくいのですが？

A: 市役所にて利用登録を行う際、利用登録書の裏面に主な乗り降りする場所をあらかじめ地図等で記入いただきますと、予約専用ダイヤル担当者とのやりとりがスムーズになります。

Q: 大きな施設など広い場所では、どこで待っていればよいですか？

A: 予約専用ダイヤルへ予約の際に、予約担当者と乗り場所を確認してください。

【乗車方法】

Q: 乗車時の本人確認はどのように行いますか？利用登録証を忘れた場合は？

A: 利用登録されている方は、運転手へ利用登録証の提示いただき、お名前と**登録番号**を確認させていただきます。利用登録証を忘れた場合、**利用対象者にあたることを確認できない場合は、乗車できません。**

利用登録をされていない方は、「マイナンバーカードと、利用対象者にあたることを確認できるもの」を提示いただき、お名前と利用対象者であることを確認させていただきます。マイナンバーカード及び利用対象者であることを確認できるものをお持ちでない場合は、乗車できません。

Q: 乗合タクシー車両には何か目印になる表示はありますか？

A: 通常のタクシー車両に「**門真市乗合タクシー**」と書いたステッカーを車体に表示しています。

Q: 予約時間に乗合タクシーが来ない場合、どこに連絡すればよいですか？

A: 利用登録証の予約専用ダイヤルへご連絡ください。ただし他の利用者との乗り合い運行のため、予約時間を過ぎる場合があります。

Q: 予約時間に連絡しないで遅れてしまった場合、どのくらい待ってもらえますか？

A: 他の利用者の予約が入っている場合、基本的に予約時間を過ぎたら出発します。

Q: 折りたたみ式の手押し車やベビーカーなどは持ち込めますか？

A: 車内やトランクに収まらない場合は、ご利用をお断りする場合があります。車いすについては予約時にご相談ください。

【運賃等】

Q: 運賃はいくらですか？

A: 利用対象者全て同一料金となります。運行区域内は300円、運行区域外(市役所・保健福祉センター)へは500円。

Q: 運賃の支払方法は？

A: 現金での支払いのみとなります。

Q: 乗車距離が短くても利用できますか？

A: 利用できます。ただし距離が短い場合でも料金は変わりません。

【障がいのある方の乗車について】

Q: 障がい者の利用に制限はないのですか？

A: 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方が対象となります。

Q: 車いす利用者の乗車は可能ですか？

A: 乗合タクシーはご自身で乗車できる方または介助者(1名)がいれば乗車できる方が対象となります。車いすを利用する際は予約時にご相談ください。

Q: 介助者の運賃はいくらですか？

A: 介助者(1名)は、運賃無料です。

Q: 折りたたみ式の車いすについて、車両への積み下ろしは運転手さんにしてもらえますか？

A: 折りたたみ式の車いすの積み下ろしは運転手がサポートしますが、障がい者の方の乗降の介助はできません。

【妊産婦の乗車について】

Q: 妊産婦の利用期間はいつまでですか？

A: 母子手帳の発行日から産後、お子さまが小学校に入学されるまでが乗合タクシーを利用できる期間です。

Q: 妊産婦と一緒に就学児も同乗できますか？また、子どもだけでのタクシー利用はできますか？

A: **就学児(小学生)も同乗できません**。その際、口答にて年齢を確認させていただく場合があります。
また、お子さまのみの乗車はできません。

【その他】

Q: ペットを連れて乗車することは可能ですか。

A: 乗車できません。(ただし盲導犬等の介助犬は乗車できます。)

Q: 個人情報はどうに管理していますか？

A: みなさまの個人情報は、施錠できる保管庫にて厳重に管理し、細心の注意を払って管理しています。

【路線バスへの乗継利用券について】

Q: 「バス乗継利用券」を受け取る方法は？また、受け取り忘れ等があった場合、後日受け取れますか？

A: 「バス乗継利用券」は、乗合タクシー利用時に希望者に対し、ドライバーから**往復分の2枚**が配付され、当日のみご利用可能です。このため、「バス乗継利用券」を後日お渡しすることはできません。

Q: 同乗者も「バス乗継利用券」を受け取ることはできますか？

A: 利用対象者のみ「バス乗継利用券」をお渡しします。無料で乗車される介助者やお子さまには、「バス乗継利用券」お渡ししません。

Q: どのように利用するのですか？

A: 乗合タクシー利用当日であれば乗合タクシーから運行区域内の路線バスに乗り継ぎする際に「バス乗継利用券」を利用できます。また、路線バス運賃を支払う際に「バス乗継利用券 130 円」とバス所定運賃の差額を現金でお支払いください。

「バス乗継利用券」と障がい者割引の併用はできません。